

市政に寄せられた声

令和2年4月から12月31日までで、263件の声が寄せられました。寄せられた声を要約して紹介します。内容別に分類すると、最も多いものが「新型コロナウイルス感染症」に関するもので135件、次いで「庁舎・市民利用施設」に関するもので20件、「交通・道路」関することが17件でした。これらの意見は市長だけでなく担当職員も拝読します。温かいご意見を励みにし、また厳しいご意見には反省をして日々業務に取り組んでいます。

■受付件数

年度	件数
平成30年度	154件 (72件)
令和元年度	185件 (102件)
令和2年度 (12月31日まで)	263件 (173件)

()内は匿名と回答を希望しない件数です

Q 家の前の道路ですが一部くぼみが日に日に大きくなっているように感じます。対応をお願いします。



■道路のくぼみについて

前述のように、今年度最も多くの声が寄せられたものが新型コロナウイルス感染症に関するものでした。市では、市民の皆さんの命と健康を守るとともに、市民生活を支援するための施策に全力で取り組んでまいります。市民の皆さんには、密を避けるなどの新しい生活様式を徹底するなど、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますよう改めてお願いします。

■新型コロナウイルス感染症について

前述のように、今年度最も多くの声が寄せられたものが新型コロナウイルス感染症に関するものでした。学校の休校に関する、保育園に関する、公共施設に関する、生活困窮に関する、マスクに関する、感染者情報に関する、ことなど、さまざまなお意見をお寄せいただきました。市では、市民の皆さんの命と健康を守るために、市民生活を支援するための施策に全力で取り組んでまいります。市民の皆さんには、密を避けるなどの新しい生活様式を徹底するなど、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますよう改めてお願いします。

皆さんと一緒に

「住み良いまち」

を作ります



住み良いまちを作るには、市民の皆さんが何を考え、何を期待しているのかを知ることが必要です。市では、市民の皆さんの声をまちづくりに反映させるために「市長への手紙」を実施しています。どうぞ、皆さんの声をお聴かせください。

問い合わせ 秘書課(☎4022208)

直接市長へ届く 「市長への手紙」

「市長への手紙」は市民の皆さんに、日ごろ感じたり考えたりしている市政への意見をお寄せいただき、市政運営やまちづくりに反映していく制度です。いただいた意見を市政に反映できない場合でも、市の考え方を説明し理解していただけるよう努力しています。

①専用ハガキ 市役所・鬼石総合支所・各地区公民館などの市有施設に専用ハガキを設置しています。郵送料はかかりません

※専用ハガキ以外でも受け付けています(様式は問いません)。「市長への手紙」と明記して、〒375-8601(住所記載不要)市役所秘書課へ
②市長への手紙専用フォーム 市ホームページ内の「市長の部屋」から専用フォームにて送信することができます

③ファクス 「市長への手紙」と明記して、専用ファクス(FAX)29222へ送ってください

■住所・氏名を記入してください

住所・氏名を明記して提言に責任を持つてもらうことで対応・回答にも責任を持つて臨みます。

A ご連絡いただきました道路は、平成27年に住宅開発業者が工事を行い、その後藤岡市に移管されたものとなります。現地の状況を確認したところ、道路修繕が必要と思われるので、修繕工事を実施したいと思っています。

道路の危険箇所をいち早く確認し事故を未然に防ぐために、今後このような道路の危険箇所を発見されましたら、土木課まで一報いただきたいと思っています。ご連絡ありがとうございます。

土木課

■市民プール入口のマットについて



Q 市民プールの入口の点字ブロックの上にマットが敷かれています。早急に善処してください。

A 市民プールは指定管理制度が導入され、民間の会社によって管理運

なお記入していただいた氏名などの個人情報、問い合わせや回答送付以外には使用しません。

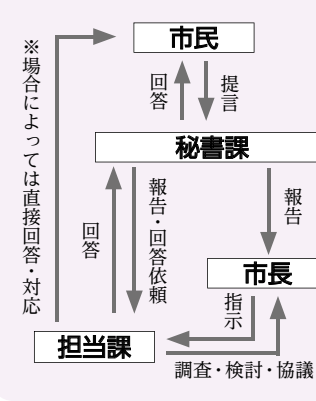
■回答

皆さんから寄せられた市長への手紙は秘書課で受け付けた後、各担当課で調査・検討します。

同時に匿名のものも含め、全ての手紙に市長が目を通します。その後担当課は回答書を作成し、市長との協議を経て、秘書課から回答書を送付します。手紙の内容によっては回答までに時間がかかることがあります。氏名・住所が記載され回答を希望しているものには必ず回答します。

なお氏名・住所の記載がない場合は回答しません。

「市長への手紙」の流れ



■公開

いただいた意見などは、個人情報情報を除いて市ホームページや広報紙で公開しています。

営営されております。管理会社に確認したところ、ご指摘のマットは管理会社によってリース契約されています。点字ブロックの上に乗らない形のマットへの変更を早急に対応します。

都市施設課

■カーブミラーについて



Q 家の近くの十字路にカーブミラーを付けてほしいです。

A 現地は左側に住宅の塀があり見通しが悪く危険な状況でありました。カーブミラーの設置については、地区からの申請が必要であるため、区長に説明し確認したところ、早急に申請書を提出することでありました。区長から申請書が提出され次第、カーブミラー設置工事を実施することで考えております。

地域安全課